

第 1 1 章 一般取扱所

第 1 一般取扱所の範囲

一般取扱所の範囲は次によること。

1 規制範囲

一般取扱所は、政令第19条第2項の規定により建築物の一部に設置され、これが規制対象とされる場合（以下「部分規制」という。）以外は、原則として一棟又は連続した一連の工程が許可の範囲となる

2 部分規制の一般取扱所

- (1) 原則として、部分規制の一般取扱所は、政令第19条第2項第1号の一般取扱所（以下「吹付塗装作業等の一般取扱所」という。）、同項第1号の2の一般取扱所（以下「洗浄作業の一般取扱所」という。）、同項第2号の一般取扱所（以下「焼入れ作業等の一般取扱所」という。）、同項第3号の一般取扱所（以下「ボイラー等の一般取扱所」という。）、同項第6号の一般取扱所（以下「油圧装置等の一般取扱所」という。）、同項第7号の一般取扱所（以下「切削装置等の一般取扱所」という。）、同項第8号の一般取扱所（以下「熱媒体油循環装置の一般取扱所」という。）及び同項第9号の一般取扱所（以下「蓄電池設備等の一般取扱所」という。）に限られるものであること。
- (2) 部分規制の一般取扱所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。【平成元年7月4日消防危第64号】
- (3) 部分規制の一般取扱所において、規定された作業工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができるものであること。【平成元年7月4日消防危第64号】
- (4) 規則第28条の56第3項第2号、第28条の57第3項第1号、第28条の60第4項第1号の規定により、屋内において危険物を取り扱う設備の周囲に保有すべき空地（以下「屋内保有空地」という。）は、相互に重なってはならないものであること。【平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号】
- (5) 危険物を取り扱う機器が複数存する場合は、複数の機器を一つの設備として、その周囲に屋内保有空地を保有することをもって足りるものであること。【平成元年7月4日消防危第64号】
- (6) 建築物全体が政令第19条第2項の一般取扱所の技術上の基準に適合している場合は、建築物全体を政令第19条第2項の一般取扱所とすることができるものであること。

【平成元年7月4日消防危第64号】

3 区分形態の異なる施設の併設等

(1)に掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であつて、建築物に設けられ、かつ、指定数量の倍数の合計が30倍未満である場合、(2)に掲げる位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するものについては、政令第23条を適用し、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(1)オ及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができる。【平成10年3月16日消防危第28号】

(1) 危険物の取扱形態

- ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く）に限る。）を取り扱う形態
- イ 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- ウ 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- キ 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(2) 複数の危険物取扱形態を有する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- ア 危険物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（(1)エ及びオに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあつては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1)ア又はイに掲げる取扱形態を有しない場合にあつては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

- オ (1)エに掲げる取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることにより囲いに代えることができる。この場合、敷居の高さについては0.15m以上で指導すること。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ウに掲げる取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- ク 危険物を加熱する設備（(1)イ又はキに掲げる取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる構造のものとする。
- ケ (1)キに掲げる取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれがある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。
- サ 規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができること。
- シ 規則第28条の55第2項第3号から第8号まで及び規則第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。
- (3) 吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所、ボイラー等の一般取扱所及び油圧装置等の一般取扱所の適用に当たっては、区分形態ごとの技術上の基準で規定された作業工程に係る設備以外のものは設けないこと。したがって、ボイラー設備と油圧装置等が混在している場合に、両設備を併せて政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57等に定める技術上の基準を適用することはできないものであること。【平成元年7月4日消防危第64号】

4 一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

政令第19条第1項を適用する一般取扱所については、「第1章 製造所」の基準によること。政令第19条第2項を適用する一般取扱所（部分規制の一般取扱所）については以下の基準によること。

(1) 共通事項

ア 政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項の基準の適用については、

「第1章 製造所」の基準によること。

イ 他用途部分との隔壁

(ア) 規則第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号（第28条の57第2項第1号）の「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造……と同等以上の強度を有する構造」は、「第2章 屋内貯蔵所」の基準の例によること。

(イ) (ア)の隔壁を貫通する換気、排出設備及び給排水管等については、「第4章 屋内貯蔵所」の基準によること。

ウ 「床の構造」、「採光、照明」及び「換気設備、可燃性蒸気等の排出設備」については、「第1章 製造所」の基準の例によること。

エ 政令第19条第1項の基準又は第2項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について、政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。【平成10年3月4日消防危第19号】

オ 隣接する区画室単位のそれぞれの一般取扱所において、相互の設備が配管等で接続されていない等、同時出火する恐れのない場合において、「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する壁」は共有することができる。

カ 危険物を取り扱う機器が複数存在する場合（危険物の総量が指定数量の10倍未満に限る。）の規則第28条の56第3項第2号の及び規則第28条の57第3項第1号の空地に係る規定の適用にあたっては、複数の機器を1つの施設として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。【平成元年7月4日消防危第64号】

キ 危険物施設以外の部分を通過する配管については、電気配管とは別区画に通し、配管の接手を随時確認できる構造とするよう指導すること。

(2) 吹付塗装作業等の一般取扱所

規則第28条の55

ア 「吹付塗装作業等の一般取扱所」には、洗浄作業を行うものは含まないものであること。【平成元年7月4日消防危第64号】

イ 「地階を有しない」とは、当該一般取扱所の許可範囲内に地階がなければよいものであること。

ウ 塗料等の配合室を設けるときは、「第10章 販売取扱所」により指導すること。

(3) 洗浄作業の一般取扱所

規則第28条の55の2

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。【平成10年3月4日消防危第19号】

- イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。【平成10年3月4日消防危第19号】
- (4) 焼入れ作業等の一般取扱所
規則第28条の56
- ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、規則第28条の56第2項又は同条第3項のいずれの特例基準によることもできること。【平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号】
- イ 焼入槽には、危険物の温度が異常に上昇しないように冷却装置その他の温度調整装置を設けること。ただし、火災予防上支障がない場合は、この限りでない。
- ウ 放電加工機の取扱いについては、「放電加工機の火災予防に関する基準」【昭和61年1月31日消防危第19号】によること。なお、放電加工機については、危険物保安技術協会が試験確認を行ったものに対し、「放電加工機型式試験確認済証」（次図参照）が貼付されることとなっていることから、技術基準の適合性の確認に活用できるものである。
- (5) ボイラー等の一般取扱所
規則第28条の57
- ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、規則第28条の57第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。【平成10年3月4日消防危第19号】【平成元年3月1日消防危第14号】
- イ 規則第28条の57第2項又は第3項の特例基準により設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により設置する場合にあっては、一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。【平成10年3月4日消防危第19号】
- ウ 「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれるものであること。【平成元年7月4日消防危第64号】
- エ 「危険物の供給を自動的に遮断する装置」は自動復旧しない構造であること。
- オ ガスボイラー等を一般取扱所内に併設するときは、ガス漏れ火災警報設備等を設けるとともに、地震時及び停電時等の緊急時に燃料ガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。
- カ サービスタンクについては、複数のボイラー・バーナー設備と兼用することができる。この場合当該タンクは主たる設備に属する物として規制すること。
- キ 屋内に設置するボイラー室等の床面構造、傾斜及貯留設備等は、危険物機器等のうち漏油のおそれのある部分に油水の流出を阻止する措置を講じた場合は省略することができる。
- ク 屋上に設置するボイラー等の一般取扱所（規則第28条の57第4項）については、次による。

- (ア) 危険物を取り扱う設備を収納する鋼製の外箱の底部（高さ0.15m以上）を危険物の漏れない構造とした場合は、第3号（囲い）及び第8号（貯留設備、油分離装置）の適用については、次のとおりとすることができる。
 - a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。（第4号、第8号）
 - b 外箱内には雨水等の浸入がないことから油分離装置は設けなくてよいものとする。（第8号）
 - (イ) タンク専用室を鋼製の外箱（キュービクル式）とする場合、規則第28条の57第4項第9号及び第10号の規定によるほか、次に定めるところによること。
 - a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。この場合、床面の傾斜はなくても差し支えないものとする。
 - b タンク専用室の床の鋼板を屋上（建築物の耐火構造の屋根）に直接設置する場合は、耐火構造の床としてみるることができる。
 - c 換気設備は、換気口（自然換気）で差し支えないこと。（FD、引火防止網設置指導すること。）
 - ケ ボイラー等を設置する室とは別の位置にポンプ室を設ける場合は、次によること。
 - (ア) ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
 - (イ) ポンプ室は、上階の床を耐火構造とし、かつ、天井を設けないこと。
 - (ウ) ポンプ室には、窓その他出入口以外の開口部を設けないこと。
 - (エ) ポンプ室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
 - (オ) ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定すること。
 - (カ) ポンプ室の床には、その周囲に高さ0.2m以上の囲いを設けるとともに当該床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。
 - (キ) ポンプ室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
 - (ク) ポンプ室の換気及び排出の設備には防火上有効にダンパー等を設けること。
 - (ケ) 当該ポンプ室には、見やすい箇所に一般取扱所のポンプ室である旨及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
 - (コ) ポンプ室には、第5種消火設備を設けること。
- (6) 充てんの一般取扱所
規則第28条の58

- ア 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。【平成8年8月7日消防危第97号】
- イ 誤注油防止のため、次のとおり指導すること。固定注油設備は固定給油設備等の基準（政令第17条第1項第10号及び第11号（構造及び油種表示））に適合させるよう指導すること。
- ウ 危険物を取り扱う空地の周囲に設ける排水溝は、予想される危険物の流出量に応じて、その目的を十分果たすことができる幅及び深さを有するものとする。
- エ ためます及び油分離装置は、「第1章 製造所」、第3、9及び12により指導すること。その際、予想される危険物の流出量並びに危険物を取り扱う空地の大きさ及び形状等に応じて、その目的を十分果たすことができる大きさ及び設置数とすること。
- オ 当該一般取扱所に設けるポンプ設備は、専用の設備とすること。
- カ 引火点が70℃未満の非水溶性液体の危険物をタンクへ注入する一般取扱所には、次に掲げる装置を設けること。
- （ア） タンクへ注入する設備に蓄積される静電気を除去する装置（接地による方法等）
- （イ） 移動タンク貯蔵所等に蓄積される静電気を除去する装置（タンクローリー用接地端子）
- （ウ） 規則第40条の7第1号から第3号までに適合した取扱いがなされるように、注入速度を制限するための装置
- キ 引火点が70℃未満の危険物をタンクへ注入するローディングアーム等の設備には、アルミニウム又は真ちゅう等の火花を発生しにくい材質を用いること。
- ク タンクへ注入する設備は、「第9章 給油取扱所」、第6、3により指導すること。
- ケ 注入場所には、注入作業を停止できるポンプの操作スイッチを設けるとともに、異常時には、当該取扱所内のすべての注入作業を停止することができる緊急停止装置を設けるよう指導すること。
- (7) 詰替えの一般取扱所
規則第28条の59
「第9章 給油取扱所」の基準によるほか、次によること。
- ア 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。【平成8年8月7日消防危第97号】
- イ 誤注油防止のため、固定注油設備には、油種の表示をすること。
- ウ 防火塀は一般取扱所の周囲に設けること。この場合の一般取扱所の周囲とは、固定注油設備、注油空地等の周囲をいい、注入口は防火塀の外側に設けても差し

支えないこと。

エ 防火塀の高さの計算にあたっては、注入口が防火塀の外側にある場合、荷卸しするタンクローリーが防火塀の外側に停車して荷卸しする場合等は、注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災に対する計算は不要とする。

オ 灯油詰替えの一般取扱所において危険物を貯蔵する場合、以下の事項すべてを満たす場合にのみ貯蔵することができる。

(ア) 灯油を容器に詰替え、販売する一般取扱所であること。

(イ) 貯蔵する危険物は、引火点40℃以上の第4類危険物であり、顧客により持ち込まれた廃油のみであること。

(ウ) 貯蔵することができる量は、指定数量の5分の1未満であること。

(エ) 予防規程を作成し、貯蔵に関する安全遵守事項を規定すること。

(8) 油圧装置等の一般取扱所

規則第28条の60

ア 規則第28条の60第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもでき、また、指定数量の倍数が30未満の一般取扱所については、規則第28条の60第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。【平成元年月1日消防危第14号、消防特第34号】

イ 「危険物を取り扱うタンク」とは、政令第9条第1項第20号のタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないものであること。【昭和58年3月9日消防危第21号】

(9) 切削装置等の一般取扱所

規則第28条の60の2

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。【平成10年3月4日消防危第19号】

イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。【平成10年3月4日消防危第19号】

(10) 熱媒体油循環装置の一般取扱所

規則第28条の60の3

特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。【平成10年3月4日消防危第19号】

(11) 蓄電池設備等の一般取扱所

規則第28条の60の4

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、規則第28条の60の4第2項の特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の60の

4第2項若しくは第3項の特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。【平成24年5月23日消防危第132号】規則第28条の60の4第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。【平成24年5月23日消防危第132号】

(12) 高引火点危険物の一般取扱所

規則第28条の61、第28条の62

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。）のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所については、政令第19条第1項、第2項（同項で規定されているものに限る。）又は第3項（規則第28条の61、規則第28条の62（充てんの一般取扱所に係る基準の特例））のいずれの特例基準によることもできること。【平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号】

(13) 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所

「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」【平成15年8月6日消防危第81号】によること。

(14) リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所

「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」【平成23年12月27日消防危第303号】によること。